

コンクリート圧送技能者能力評価基準

令和2年2月5日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、コンクリート圧送技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 全国コンクリート圧送事業団体連合会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を利用して、コンクリート圧送技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、コンクリート圧送技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③コンクリート圧送技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有するコンクリート圧送技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、コンクリート圧送工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「特殊作業員」(01) 小分類「コンクリート圧送工」(03) 及び大分類「運転手（特殊）」(14) 小分類「コンクリートポンプ運転工」(03) とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「コンクリート圧送技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

コンクリート圧送工事に使用するコンクリートポンプと関連機器、材料と

なるレディーミクストコンクリート、コンクリート圧送作業の一連の実務（施工方法および安全衛生）に関する基本的な知識、ならびにブーム長 20m 未満の小型コンクリートポンプ車の操作に関する技能を有し、職長または班長の指示・指導のもと、安全かつ的確な作業ができる。

レベル 2：中堅技能者（一人前の技能者）

コンクリート圧送工事に使用するコンクリートポンプと関連機器、材料となるレディーミクストコンクリート、コンクリート圧送作業の一連の実務（施工方法および安全衛生）に関する一般的な知識、ならびにブーム長 30m 未満のコンクリートポンプ車の操作に関する技能を有し、職長または班長の確認を得て、作業班と連携して安全かつ正確な作業ができる。

レベル 3：職長として現場に従事できる技能者

コンクリート圧送工事に使用するコンクリートポンプと関連機器、材料となるレディーミクストコンクリートおよび特殊なコンクリートに関する高度な知識、コンクリート圧送作業の一連の実務（施工方法および安全衛生）に関する高度な知識、ならびにブーム長 30m 以上の大型コンクリートポンプ車の操作に関する技能を有し、施工計画の立案を行うとともに、職長または班長として技能者を統率し、品質確保と安全衛生管理に務めた作業を行うことができる。

レベル 4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

コンクリート圧送工事に使用するコンクリートポンプと関連機器・材料となるレディーミクストコンクリートおよび特殊なコンクリートに関する熟知した知識、コンクリート圧送作業の一連の実務（施工方法および安全衛生）に関する熟知した知識、ならびにブーム長 30m 以上の大型コンクリートポンプ車の操作に関する高度な技能を有し、施工計画の立案や全体工程の把握・管理を行い、元請の施工管理者や他の関連職種との連絡・調整を行うとともに、作業指揮者または職長として技能者を統率し、品質確保と工程管理・安全衛生管理に務めた作業を行うことができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「特殊作業員」小分類「コンクリート圧送工」、大分類「運転手（特殊）」小分類「コンクリートポンプ車運転工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された 215 日の就業日数を 1 年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

(1) レベル4

【考え方】

就業日数については、登録コンクリート圧送基幹技能者講習の受講要件である10年以上を基準とする。

保有資格については、登録コンクリート圧送基幹技能者の登録講習修了者であること、または受講資格要件である表彰を受けていることを基準とする。

職長・班長としての就業日数については、登録コンクリート圧送基幹技能者の登録講習の受講要件である、職長としての実務経験3年以上を基準とする。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日(10年)以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録コンクリート圧送基幹技能者(講習修了証の期限が切れている場合は除く)
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格(レベル3及びレベル2の基準となっている資格)を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。

(2) レベル3

【考え方】

就業日数については、職業能力開発促進法に定める1級コンクリート圧送施工技能士の受験資格要件である実務経験7年以上を基準とする。

保有資格については、登録コンクリート圧送基幹技能者の登録講習の受講要件である保有資格を有していること、およびそれに準ずる表彰を受けていることを基準とする。

職長・班長としての就業日数については、登録コンクリート圧送基幹技能者の登録講習の受講要件である職長教育を終了し、以降も実務に従事していることを基準とする。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育に加え、以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・ 1級コンクリート圧送施工技能士
- ・ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰

イ) (3)の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえ設定する。

保有資格については、2級コンクリート圧送施工技能士を取得していることを基準とする。

【基準】

①及び②を満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

② 保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 2級コンクリート圧送施工技能士
- ・ コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、コンクリート圧送技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

コンクリート圧送技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録コンクリート圧送基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,150 日（10 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録コンクリート圧送基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が 645 日（3 年）以上であること。
レベル3	就業日数が 1,505 日（7 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●1級コンクリート圧送施工技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が 215 日（1 年）以上であること。
レベル2	就業日数が 645 日（3 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●2級コンクリート圧送施工技能士 ●コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可